

介護予防・短期入所療養介護利用単位及び料金表

(2019年10月1日改正)

(1) 基本単位数 ※1単位=10.14円の計算となります。

① 多床室基本報酬 (1日当り単位・カッコ内は自己負担1割分換算後、概ねの料金)

(基本型)			(その他)		
要支援 1	613単位	(621円)	要支援 1	599単位	(607円)
要支援 2	768単位	(778円)	要支援 2	750単位	(760円)
要介護 1	829単位	(840円)	要介護 1	811単位	(822円)
要介護 2	877単位	(889円)	要介護 2	858単位	(870円)
要介護 3	938単位	(951円)	要介護 3	917単位	(929円)
要介護 4	989単位	(1,002円)	要介護 4	967単位	(980円)
要介護 5	1,042単位	(1,056円)	要介護 5	1,019単位	(1033円)

従来型個室基本報酬

(基本型)			(その他)		
要支援 1	580単位	(588円)	要支援 1	566単位	(573円)
要支援 2	721単位	(731円)	要支援 2	705単位	(714円)
要介護 1	755単位	(765円)	要介護 1	739単位	(749円)
要介護 2	801単位	(812円)	要介護 2	783単位	(793円)
要介護 3	862単位	(874円)	要介護 3	843単位	(854円)
要介護 4	914単位	(926円)	要介護 4	894単位	(906円)
要介護 5	965単位	(978円)	要介護 5	944単位	(957円)

- ② 夜勤職員配置加算 1日当り 24単位 (24円)
 (夜勤配置：看護及び介護職員6名体制)
- ③ 若年性認知症利用者受入加算 1日当り 120単位 (121円)
- ④ 送迎加算 片道 184単位 (186円)
- ⑤ 個別リハビリテーション実施加算 1日当り 240単位 (243円)
- ⑥ 療養食加算 1回当り 8単位 (8円)
 (医師の指示箋に基づく場合、1日3食を限度)
- ⑦ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1日当り 6単位 (6円)
 (看護・介護職員の総数のうち常勤75%以上)
- ⑧ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月当り ※上記料金①～⑧の合計の3.9%相当単位
- ⑨ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 算定単位数の1000分の17加算

(2) その他の料金 (実費負担分)

認定区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階 (基準費用額)
①食費	300円/日	390円/日	650円/日	朝食400円 昼食650円 夕食650円
②居住費(多床室)	0円/日	370円/日	370円/日	470円/日
居住費(個室)	490円/日	490円/日	1,310円/日	1,660円/日

- ③ 日用消耗品費 1日当り 380円
- ④ 教養娯楽費 1日当り 110円
- ⑤ 理美容代(委託) 実費
- ⑥ 私物洗濯代(委託) 1ネット(上下衣類) 400円
 (施設にての洗濯) ※失禁時等の必要時のみ、1点あたり
 布パンツ・肌着類・靴下(1足)等 40円
 ズボン・シャツ・トレーナー類等 70円
 クッション・座布団・靴類等 100円
- ⑦ おやつ代 108円(消費税込)
- ⑧ 実施地域外の送迎
 通常の送迎の実施地域(磐田市・および浜松市の一部)以外の地域を越えてから5kmにつき
 500円(消費税込)

※記載の加算については主たるものになります。詳細についてはお問い合わせください。